

新たな「(仮称)滋賀県農業・水産業基本計画」の策定について

1. 趣旨

県では農業・水産業の基本計画である「しがの農業・水産業新戦略プラン」を平成 23 年 3 月に策定し、平成 27 年度を目標年次として成果指標を掲げ、その達成に向けて取り組んできた。この結果、新規就農者の確保や化学合成農薬の使用量削減などの成果を上げてきたところであるが、環境こだわり農産物栽培面積の伸び悩みや、琵琶湖漁業の漁獲実績と目標との間に大きな差があるなど、残された課題も多い。

また、この間、本県の社会経済を取り巻く環境は大きく変化するとともに、農業・水産業をめぐる県内外の情勢も急激に変化している。特に、平成 25 年 12 月に国において策定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成 26 年 6 月改定)では、産業政策と地域政策を車の両輪として推進することにより、若者たちが希望持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げていくとされたところ。さらには現在進められている TPP(環太平洋パートナーシップ協定)交渉の動向によっては、本県の農業・農村に多大な影響を及ぼす可能性も考えられる。

このような本県の農業・水産業を取り巻く環境の変化を踏まえて、今後 5 年間の中期的な施策の展開方向を示す新たな農業・水産業の基本計画を策定する。

2. 計画の基本的な枠組の考え方

(1) 計画期間

平成 28 年度～平成 32 年度(5 年間)

(2) 計画の性格

- ① 「滋賀県基本構想」を上位計画とする、県の農業・畜産・水産部門の基本計画として位置付け
- ② 本計画は、県の農政の総合的な推進のための指針となるだけでなく、市町、関係団体、生産者、消費者等の各主体が情報を共有し、それぞれの役割に応じて主体的に取組を進めるうえでの共通の指針となりうるもの

3. 検討の進め方

(1) 滋賀県農業・水産業基本計画審議会

滋賀県附属機関設置条例に規定する附属機関として設置し、知事の諮問に応じて「農業または水産業に関する基本的な計画の策定」について審議の後、答申をいただく予定

(2) 県民、市町等の意見反映

- ・県政モニターアンケートによる農業・水産業への意向確認
- ・市町、関係団体等との意見交換会を開催し、関係者の意見を聴取
- ・県民政策コメントの実施

4. 策定スケジュール(想定)

平成 26 年 11 月～	審議会への諮問 市町、関係団体等との意見交換
平成 27 年 8 月頃	審議会答申
9 月頃	県民政策コメント
平成 28 年 3 月	策定